

審 第 2 0 7 7 号

答 申 第 5 3 5 号

令 和 2 年 1 月 2 0 日

千葉県公安委員会委員長

岩沼 静枝 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年5月9日付け公委（会）発第3号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第912号

平成30年3月9日付けで審査請求人から提起された、平成29年12月22日付け会発第1074号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成29年10月27日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「2016年7月以降の千葉県警察の沖縄県への派遣について以下の情報公開を求めます。2017年3月末日までとする。

1. 派遣人員数（1期間の派遣人数及び延べ人数）、派遣車両数
2. 滞在期間
3. 派遣に際して警察庁や沖縄県公安委員会、沖縄県警察本部から受け取った文書及び回答があるものについては回答の文書
4. 派遣に至った協議経緯の記録
5. 派遣目的と法的な根拠、現地での具体的な行動（道路の封鎖及び住民の強制排除）についての法的な根拠
6. 派遣に係る責任部署、現地の指揮者名、派遣された千葉県警察の指揮者名
7. 派遣時から完了時までの現地での千葉県警察の行動記録
8. 千葉県知事や千葉県議会への報告や協議に関する文書
9. 今回の派遣要請を断ることが可能であったかどうかの判断について確認できる文書
10. 派遣に係る報告書、旅行命令簿
11. 派遣を総括した文書

- 1 2. 派遣に係る公安委員会の議事録及び説明資料
- 1 3. 派遣に係る千葉県民への説明と説明資料及び今後の説明予定
- 1 4. 派遣に係る千葉県警察への抗議及び意見について件数と内容

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、沖縄県派遣に伴う警備（以下「本件警備」という。）の旅行命令簿及び旅行者名簿（以下併せて「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成29年12月22日付け会発第1074号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成30年3月9日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求人は、平成29年10月27日付けで本件請求をしたが、①警察職員の氏名等を公にすることにより当該職員又は職員家族に危害が加えられるおそれがある、②本件各対象文書には援助要請に係る派遣期間、派遣人員等の警備態勢に関する情報が記載され、これを公にすれば、警察の対処能力が明らかとなり、不法行為を敢行しようとする勢力がこれに応じた対抗措置を講じることになるなど、今後の警備警察活動に支障を及ぼすおそれがある等の理由により、不開示決定を受けた。

(2) しかし、①については、本件各対象文書である旅行命令簿等は、援助要請に係る警備活動のための、過去の出張の用務、用務先、旅行期間が客観的に記載されているにとどまり、それが開示されることにより当該職員や家族に危害が加えられるおそれが生じる理由は何ら存在しない。

また、②についても、上記のとおり、本件各対象文書である旅行命令簿等は、派

遣された各警察官の警備活動のための過去の出張の用務、用務先、旅行期間、旅費等が客観的に記載されているにとどまり、警備活動における各人の役割、警備の方法、指揮命令の内容、その他警備活動に関する具体的な内容については何ら記載されているものではない。したがって、本件各対象文書が開示されたとしても、過去の出張の用務先や旅行期間が抽象的に明らかになるにとどまり、それにより具体的な警察の対処能力が明らかになるとは到底言えない。

現に、本件各対象文書の所持者である実施機関は、他の行政文書開示請求の事案において、市民団体の請求に対し、旅行命令簿をほぼ全面的に開示している。

そして、同旅行命令簿には用務として「警備出動」と明記されており、その上で用務先や旅行期間が全て開示されている。また、一部の警察官については職員個人の氏名まで開示している。したがって、実施機関自身が、警備出動の事案で、職員個人の氏名、用務先、旅行期間等を開示しても①職員に対する危害のおそれや、②今後の警備警察活動に支障を及ぼすおそれはないと判断しているのである。

(3) 更に言えば、本件各対象文書は、あくまで過去の派遣に係る用務先や旅行期間が記載されているにすぎない。

本件各対象文書に係る警察職員の援助要求、ないし同要求に基づく沖縄県警察への特別派遣については、現在は既に派遣を終了しているから、過去の派遣に係る用務先や旅行期間が記載された本件各対象文書を開示したからといって、何ら警備警察活動に支障を及ぼすものではない。

(4) そもそも、何らの根拠なく、「不法行為を敢行しようとする勢力」を想定することはもちろん、審査請求人がそのような勢力と通じることを前提とすること自体が極めて不合理である。

(5) したがって、千葉県公安委員会としては、実施機関がした本件決定を速やかに取り消すべきである。

3 反論書の要旨

(1) はじめに

実施機関は、熊本県の大規模災害に対する復興支援を目的とした警備出動の旅行命令簿とは異なり、本件旅行命令簿は、条例第8条第4号に該当するとして、本件旅行命令簿の不開示決定を適法、妥当と弁明している。しかし、かかる弁明は、条

例の解釈及びその適用を誤った不適法、不相当な主張であって失当というほかない。

(2) 条例第8条第4号該当性

ア 条例に基づく開示請求権が日本国憲法(昭和21年憲法。以下「憲法」という。)上の人権であること

憲法第21条第1項が保障する表現の自由は、民主主義の根幹をなすものとして、憲法上の人権の中でも特に重要な精神的自由権の中核に位置付けられている。そして、同条項では、意見・思想の表明の自由だけではなく、情報の受け手の「知る権利」も保障されているとされ、本件情報開示請求権も知る権利の一類型として、憲法上の保障が及んでいる。このことは、条例前文で「県民一人ひとりが県政に関する情報を適正に評価し、的確な意見を形成することが可能となるよう、県の保有する情報を広く県民に公開していくことが重要であり、県は、県民がひとしく享有する『知る権利』を尊重」と宣言していることから明らかである。その上で、条例は「県の保有する情報の一層の公開を促進」とともに「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的」としていることを確認しなければならない。

イ 不開示事由存否の吟味について

もちろん、憲法上の人権であるからといって無制約に保障されるわけではない。条例第8条第4号は「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示事由と規定しているが、これは公共の福祉による制約の一例と言えるのである。

しかしながら、審査請求人の情報公開請求権が憲法上の重要な権利であることに鑑みれば、不開示事由の判断を不当に緩やかに解することは許されないとわなければならない。

このような趣旨から、千葉県総務部審査情報課では、「情報公開事務の手引き」を発行し、条例の解釈指針等を規定している。

それによれば、条例第8条第4号にいう「公にすることにより…公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、「実施機関が認めることにつき相当の理由が

ある」場合には不開示となるとして、実施機関の不開示該当性の判断について裁量を認めているところである。

しかし、情報公開請求権の重要性に鑑み、同手引きでは実施機関に広範な裁量を認めることはせず、「実施機関の第一次的な判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない」として、一定の制約を課しているのである。

では、果たして、審査請求人が公開を求めている情報が「公にすることにより…公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」と実施機関が判断することについて、合理性（以下「本件判断の合理性」という。）が認められるのだろうか。

(3) 弁明の概要

実施機関は、同じ旅行命令簿について、一部不開示決定とした熊本県での警備出動(①)と全部不開示とした本件警備出動(②)とが異なる理由として、①熊本県の大規模災害に対する復興支援を目的とした警備出動では、「その性質上、不法行為を敢行しようとする勢力の介入の可能性は薄いと思慮され」、「同警備出動に伴う警察の対応能力が明らかになるからといって、体制の間隙をついて犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為を誘発させるなど」危険性が低いと判断したのに対し、②本件警備出動は、「事案の性質上、不法行為を敢行しようとする勢力の介入の可能性が高く、同警備出動に伴う警察の対応能力が明らかになった場合、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが高いと判断」したことを挙げる。

しかし、「事案の性質上」という極めて抽象的な（というよりも、ほとんど何も言っていないに等しい）理由だけで、本件判断の合理性が認められるはずがないのは明らかである。

(4) 本件判断の合理性が認められないこと

ア 不法行為を敢行しようとする勢力が全く不明であること

そもそも派遣先の沖縄における「不法行為を敢行しようとする勢力」がどのような勢力を意味するのか、全く明らかにされていない。

派遣先現地には、どのような事情があり、どのような「不法行為を敢行しよう

とする勢力」(≒犯罪集団)がいるおそれがあるのか、本件判断の合理性を担保するために、具体的な特定は不要としても、一定程度の疎明は不可欠と考えるべきである。

しかし、一切の疎明もない実施機関の弁明が、著しく不合理であることは明白である。

イ 全部不開示とする不合理性

百歩譲って、仮に、本件判断の合理性が認められるとしても、全部不開示にするのは極めて不当である。個別に情報の性質・内容等を踏まえ、「公にすることにより、…公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」には、マスキング処理することによって、条例の目的である「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図」っていくべきである。

なお、実施機関は、全ての事項をマスキング処理したとしても、枚数によって警備体制を推測することが可能になる旨述べているが、そのような主張は詭弁というほかなく、県民の知る権利を尊重し、県政への理解と信頼を深めるという条例の趣旨に立ち戻って、情報公開を進展させるべきである。

(5) 口頭意見陳述の要旨

旅行命令簿について不開示となった理由が、「公にすることにより、部隊の体制規模や事件事故等への対応能力が明らかとなり、体制の間隙について犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪活動等を誘発させるなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。」旨の内容だったが、いくつか疑問がある。

何人であれば犯罪を誘発するのか。「警察組織への攻撃」というものは何か。熊本派遣や福島派遣との違いは何か。何に基づいて判断をしているのか。また、その判断基準は何か。

派遣先で何が起きているか把握していないはずなのに、情報開示請求があれば、犯罪を誘発するかもしれないという判断をしていることが納得できない。

派遣を決めた以上、報告をしなくても良いという状況は問題であり、たとえ、沖縄県の公権力の行使だとしても、派遣元としてそれを監視しなくてはならない。

人数が分かるという理由だけで、不開示にしてしまうのは納得ができない。

情報開示請求については、どんな理由であろうと開示するのが情報開示請求だと思う。私は、千葉県警の警察官が沖縄派遣に行き、本当に警察官として正当な行為が行われたのかどうか、私たちの税金が正しく、本当に必要なことに使われているのかが知りたいだけである。

第4 実施機関の弁明要旨

弁明の内容

1 本件各対象文書について

(1) 旅行命令簿

旅行命令簿の様式及び記載事項又は記録事項については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第4条第7項及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第4条の規定により定められており、記載内容としては、旅行者の氏名、住所、旅行期間、用務、用務先等に関する情報である。

(2) 旅行者名簿

旅行命令簿に付属するものであり、警備出動等多人数で同じ旅行をする場合必要に応じて作成するもので、記載内容としては、旅行者の氏名、旅行期間等に関する情報である。

(3) 本件各対象文書

本件各対象文書は、熊本県の大規模災害に対する復興支援を目的とした警備出動の旅行命令簿とは性質が異なり、警察職員の氏名や旅行期間及び枚数から、どの程度の人員がどの程度の期間派遣されていたかが明らかとなり、本件警備の期間及び従事する警察職員の数と警備体制を推測することが可能となった場合には、本件警備の事案の性質上、不法行為を敢行しようとする勢力の介入の可能性が高くなると考えられる。

2 条例第8条第4号の該当性

条例では、県民の行政文書の開示を請求する権利を保障する一方で、第8条第4号で、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他

の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

本件各対象文書を開示した場合、援助要請に係る派遣期間、派遣人員、部隊名、活動状況等が記載されており、本件警備における期間及び本件警備に従事する警察職員の数と警備体制をそれぞれ推測することが可能となる。

よって、不開示となっている本件各対象文書を開示することにより、本件警備に伴う警備体制、警察の対応能力等が明らかとなり、本件警備における援助の要求に対する特別派遣は終了しているものの、将来、同様の警備事象があった場合等において、過去の実例等としてこれを研究、分析することで、警備体制、警察の対応能力等を類推する基礎的資料と十分になり得るなど、犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為等を誘発させるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当することは明らかであり、条例第8条第4号に該当する。

3 条例第8条第2号及び第4号の該当性

条例第8条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、一定の除外事由がある場合を除き、原則として不開示とすることを規定している。

一定の除外事由として、同号ただし書ハで、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分については開示することを規定している。

そして、「警察職員であつて規則で定めるものの氏名」について、千葉県情報公開条例第8条第2号に該当するハの警察官を定める規則（平成17年千葉県規則第66号。以下「規則」という。）では第1号「警部補以下の階級にある警察官」、第2号「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定していることから、本件各対象文書に記載の警部補以下の階級にある警察官の氏名は条例第8条第2号に該当する。

また、旅行者の住所にあつては、条例第8条第2号「個人に関する情報であつて、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、さらに、これを公にすれば、当該職員又は職員家族の身体等に危害が加えられるおそれがあるなど、条例第8条第4号「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」にも該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は上記第3の2（1）及び（2）のとおり主張する。

しかしながら、どの程度の人員がどの程度の期間派遣されていたかが明らかになることで、本件警備の期間及び本件警備に従事する警察職員の数と警備体制を推測することが可能となるばかりでなく、過去の実例等としてこれを研究、分析することで、将来、同様の警備事象があった場合、犯罪を企図する勢力等が警備に支障を及ぼす行為が容易になると考えられる。

また、審査請求人が提出した旅行命令簿における「警備出動」の目的は大規模災害に対する復興支援を目的としたものであり、その性質上、不法行為を敢行しようとする勢力の介入の可能性は薄いと思慮される。よって、同警備出動に伴う警察の対応能力が明らかになるからといって、体制の間隙について犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為を誘発させるなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれは低いと判断されるため、審査請求人が提出した旅行命令簿については、条例第8条第4号には該当せず、一部不開示の処分を下した。他方、本件審査請求の対象となる「警備出動」は、公共の安全と秩序の維持という側面では同一であるものの、事案の性質上、不法行為を敢行しようとする勢力の介入の可能性が高く、同警備出動に伴う警察の対応能力が明らかになった場合、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが高いと判断されるため、条例第8条第4号に該当すると考えられる。

さらに、審査請求人は、上記第3の2（4）のとおり主張するが、本件決定に係る通知書に記載のある「不法行為を敢行しようとする勢力がこれに応じた対抗措置を講じること」は特定の個人を指しているものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

本件警備に関しては、沖縄県公安委員会から千葉県公安委員会に対し、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定による援助の要求がなされ、その援助の要求に基づき、千葉県警察から警察職員が派遣されている。

本件各対象文書は、当該派遣に際して実施機関が作成した、派遣された警察職員に係る旅行命令簿及び旅行者名簿である。

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、旅行命令簿は派遣された部隊又は個人ごとに作成され、部隊として派遣された場合にはその構成員の氏名等が記載された旅行者名簿が添付されている。

そして、旅行命令簿には、「旅行命令簿」と記載された表題の下に、所属部局課（又は所属団体）欄、住所（又は居所）欄、官職（又は職業）欄、氏名欄、職務の級欄、発令年月日欄、用務欄、用務先欄、旅行期間欄、旅行命令権者の認印欄、旅行者の認印欄、支出官等の認印欄、概算払欄、精算払欄及び備考欄の各欄から構成されている表が記載されており、さらに、上記各欄のうち、概算払欄及び精算払欄は、年月日欄及び金額（円）欄で構成されている。

また、旅行者名簿には、「旅行者名簿」と記載された表題の下に当該名簿を作成した所属が記載され、その下に金額欄、旅行期間欄、階級欄、氏名欄、旅行者の認印欄及び備考欄の各欄から構成されている表が記載されている。

実施機関は、本件各対象文書に記載されている情報が、条例第8条第2号又は第4号に該当するとして、本件各対象文書を全部不開示とする本件決定を行っている。

2 本件決定について

審査請求人は、本件決定を取り消すとの裁決を求めると主張しているため、本件決定の妥当性について、以下検討する。

条例第8条第4号該当性について

条例第8条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機

関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

これは、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、同号該当性については、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断すべきものと解される。

これを本件についてみると、実施機関は、本件各対象文書を公にすると、本件警備における期間、警備に従事する警察職員の数及び警備体制をそれぞれ推測することが可能となり、将来、同様の警備事象があった場合等において、過去の実例等としてこれを研究、分析することで、警備体制、警察の対応能力等を類推する基礎的資料に十分になり得るなど、犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為等を誘発させるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

この点、本件各対象文書は、上記1のとおりであり、旅行命令簿には、派遣された職員の所属部局課名、官職、氏名、職務の級、用務先、旅行期間等の情報が記載され、旅行者名簿には、所属、派遣された職員ごとに旅費、旅行期間、階級、氏名等が記載されていることが認められた。

そうすると、これらを公にすると、千葉県から派遣された警察職員の詳細が明らかになり、本件警備で職員を派遣した各都道府県警察が作成した文書等と照らし合わせるなどして、本件警備における期間、警備に従事する警察職員の数及び警備体制を推測することが可能となるものと言える。

さらに、本件警備体制等を研究、分析することで、将来、同様の警備事象があった場合に、警備体制、警察の対応能力等を類推することができ、犯罪を企図する者による警察組織への攻撃活動や犯罪行為等を誘発させるなど、今後の警備活動に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は、本件が警備活動という高度に専門性を有する業務に係る事案であり、過去の警備に従事した警察職員の数や警備体制等から将来の同種の警備に係る警備体制等を予測できる可能性があることからすると、その判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものとは言えない。

したがって、本件各対象文書を公にすると、本件警備における期間、警備に従事す

る警察職員の数及び警備体制をそれぞれ推測することが可能となり、今後の警備活動に支障を及ぼすなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断することにつき相当の理由があると認められる。

また、審査請求人は、実施機関の上記判断に合理性が認められるとしても、本件各対象文書を全部不開示にすることは不当である旨主張する。

この点、上記1のとおり、旅行命令簿については、派遣された部隊又は個人ごとに作成され、部隊として派遣されたものに係る旅行命令簿には部隊の構成員の氏名等が記載された旅行者名簿（いずれも統一した書式で作成されており、記載されている表の形式から、一枚に記載できる部隊の構成員の人数は定まっていることが認められる。）が添付されている。

そうすると、仮に表の項目等、様式部分のみを開示するなどして本件各対象文書を部分開示した場合、本件各対象文書の枚数が明らかになるが、上記で説示した本件各対象文書の性質からすれば、総枚数が明らかになることで、本件警備に従事する警察職員の数が推測され得るため、審査請求人の上記主張は認められない。

以上のことから、本件各対象文書に記載された情報は、条例第8条第4号に該当し、同条第2号該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 5月10日	諮問書及び実施機関の弁明書の写しの受理
平成30年 5月17日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成30年 7月 6日	審査請求人の反論書（補充）の写しの受理
平成30年10月30日	審査請求人の口頭意見陳述に係る審理録の写しの受理
平成31年 2月25日	審議
平成31年 3月25日	審議
令和 元年 7月29日	審査請求人の反論書（補充）の写しの受理
令和 元年 9月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)